



報道関係者 各位

令和4年8月12日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐々木 重徳

賃金指導官 小林 優

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

### 秋田地方最低賃金審議会（令和4年度第4回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 赤坂 薫）は、第4回秋田地方最低賃金審議会を下記の日に開催します。

今回の審議会では、秋田県最低賃金額改正決定に係る異議等の申出の取扱い、特定最低賃金に関する特別小委員会の報告（特定最低賃金改正決定の必要性の有無）等についての審議を予定しています。

なお、秋田地方最低賃金審議会に先立ち開催される特定最低賃金に関する特別小委員会の審議状況により、秋田地方最低賃金審議会の開催時刻が変更される場合があります。

### 記

- 日時 令和4年8月23日（火）特別小委員会終了後（午前10時30分目途）
- 場所 秋田合同庁舎 第1会議室（5階）秋田市山王7丁目1番3号
- 議題
  - 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて
  - 特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問（予定）について
  - その他
- 傍聴等申込要領及び注意事項
  - 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属を御記入の上、FAXにて下記の宛先までお申し込みください。  
(FAX番号 018-864-6370 締め切り：令和4年8月22日（月）正午必着)
  - 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）。

(3) 本審議会は公開としていますが、カメラ撮りは審議開始時刻の3分程度前と答申及び諮問文手交時のみとさせていただきます。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。

- ・当日は手洗い、マスク着用、咳エチケット等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入口に消毒液を設置しますので、手指の消毒にご利用ください。
- ・発熱等の症状が見られる方、感染者と濃厚接触した方は傍聴をお控えください。